

## 不動産公売等における暴力団等の買受け防止措置について

下記のとおり不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置を行います。

### 記

#### 1 陳述書等の提出について

不動産等の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出してください（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります）。陳述書の提出が入札等までに確認できない者に係る入札等は無効となります。

イ 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること

ロ 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること

なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出してください。

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等をうけていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出してください。

#### 2 売却決定について

##### （1）最高価申込者などが暴力団員等に該当しないと認められる場合

最高価申込者へ売却決定を行います。ただし、次順位買受申込者などが暴力団員等に該当すると認められるときは、次順位買受申込者の決定を取り消した上で、最高価申込者へ売却決定を行います。

##### （2）最高価申込者などが暴力団員等に該当すると認められる場合

最高価申込者の決定を取り消した上で、次順位買受申込者を定めているときは次順位買受申込者へ売却決定を行います。ただし、次順位買受申込者など、暴力団員等に該当すると認められるときは、次順位買受申込者の決定についても取り消します。

##### （3）売却決定日などについて

売却決定の日時は、公売期日等から起算して7日を経過した日から21日の経過した日まで期間内で伊那市長が指定した日となります。なお、売却決定の日時までに、最

高価申込者など及び次順位買受申込者などが暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。（詳細の日時については、公売公告を確認してください。）

### 3 暴力団員等に該当すると認められる者があった場合

#### （1）公売保証金の返還

最高価申込者など及び次順位買受申込者などが暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合において、納付された公売保証金があるときは全額返還します。

#### （2）罰則規定の適用

陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対しては、警察当局と連携を図りつつ、罰則規定の適用を検討します。